

寒川町住居表示に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>第3号様式(第5条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u>	<u>第3号様式(第5条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u>
<u>第4号様式(第6条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u>	<u>第4号様式(第6条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u>

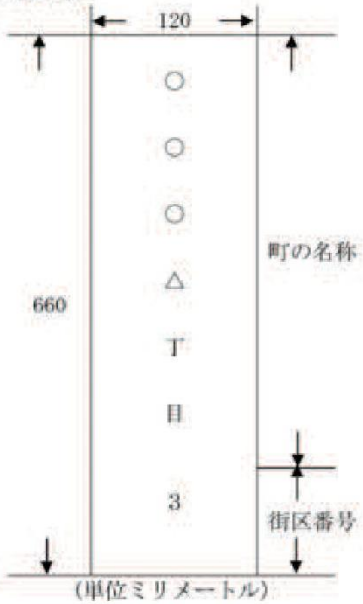
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(現行)

第3号様式(第5条関係)

街区表示板



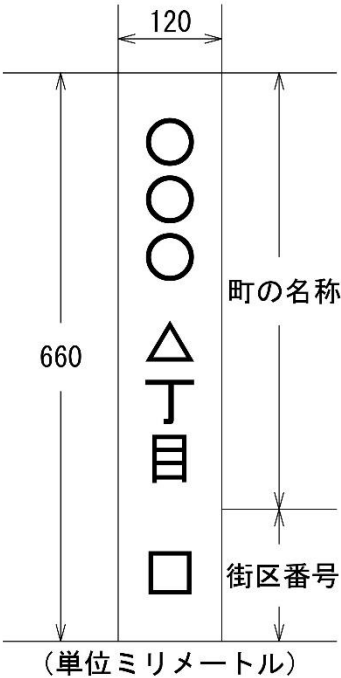
(注)

- 1 地色は、青味緑色とする。
- 2 文字数字は、白ぬきとする。
- 3 数字は、街区符号を表示する。
- 4 街区符号は、街区ごとに異なり、アラビア数字を用いる。
- 5 街区表示板は、地上からおおむね1.6メートルの高さになるようにするものとする。

(改正案)

第 3 号様式（第 5 条関係）

街区表示板

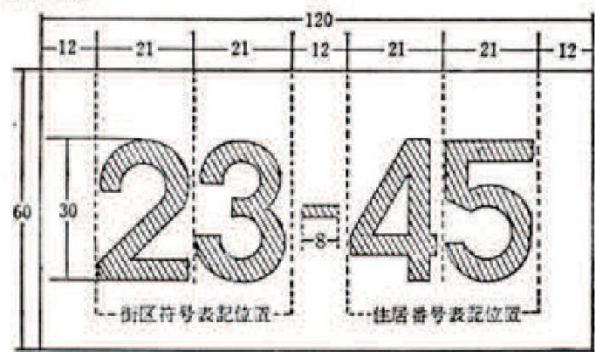


(注)

- 1 数字は、街区符号を表示する。
- 2 街区符号は、街区ごとに異なり、アラビア数字を用いる。
- 3 街区表示板は、地上からおおむね1.6メートルの高さになるようにするものとする。

(現行)

第4号様式(第6条関係)
住居番号表示板

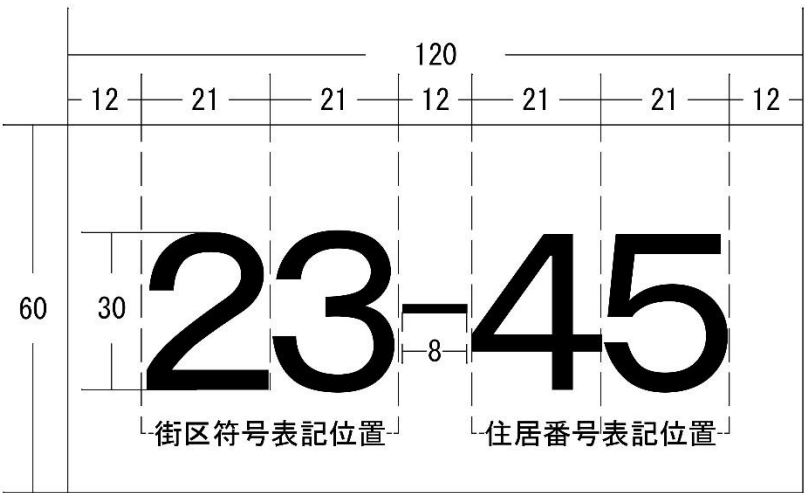


(単位 ミリメートル)

- (注) 1 街区符号又は住居番号が一けたの場合には中心に近い位置に表記するものとする。
- 2 数字及びハイホンの部分は白色とし、それ以外の部分は「青味緑色」(慣用色表示)「2, 5BG4/8」(マンセル表示)とする。

(改正案)

第 4 号様式 (第 6 条関係)
住居番号表示板



(単位 ミリメートル)

- (注) 街区符号又は住居番号が一けたの場合には中心に近い位置に表記するものとする。